

2026年7月

お客さま各位

中兵庫信用金庫

「手形・小切手の全面的な電子化に向けた追加対応」による預金等規定の
一部改正について

平素は、当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みの追加対応として、下記の当座勘定規定（一般用）および各預金規定を一部改正させていただきます。

あわせて、当座勘定規定（一般用）の一部条項において、年号表記を和暦から西暦に改正させていただきます。

なお、改正後の規定は、改正前よりご契約いただいているお客さまにも適用させていただきます。

記

1. 改正規定（改正内容は新旧対照表にてご確認ください。）

- ①当座勘定規定（一般用）
- ②普通預金（普通預金無利息型含む）規定
- ③納税準備預金規定
- ④貯蓄預金規定
- ⑤通知預金規定
- ⑥定期預金共通規定

2. 改正日

2026年10月1日（木）

以 上

「当座勘定規定（一般用）」新旧対照表

変更箇所（下線部）のみ記載

改定前	改定後
第1条（当座勘定への受入れ） （1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u><追加></u>	第1条（当座勘定への受入れ） （1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>
第7条（手形、小切手の支払等） （1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、<u>令和8年9月30日</u>を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。	第7条（手形、小切手の支払等） （1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、<u>2026年9月30日</u>を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。
第8条（手形、小切手用紙） （1）当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。ただし、<u>令和8年9月30日</u>までに振り出してください。 （2）当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、かつ<u>令和8年9月30日</u>までに振り出された手形であることを確認してください。	第8条（手形、小切手用紙） （1）当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。ただし、<u>2026年9月30日</u>までに振り出してください。 （2）当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、かつ<u>2026年9月30日</u>までに振り出された手形であることを確認してください。
第13条（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。<u>ただし、その請求があるときは、当金庫は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u>	第13条（支払保証） 小切手の支払保証はしません。<u><削除></u>

改定前	改定後
第 17 条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） （１）手形、小切手を振出しましたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。なお、<u>令和 8 年 9 月 3 0 日</u>を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。	第 17 条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） （１）手形、小切手を振出しましたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。なお、<u>2 0 2 6 年 9 月 3 0 日</u>を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。
第 18 条（線引小切手の取扱い） （１）線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。なお、<u>令和 8 年 9 月 3 0 日</u>を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。	第 18 条（線引小切手の取扱い） （１）線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。なお、<u>2 0 2 6 年 9 月 3 0 日</u>を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。
小切手用法〔一般当座用〕 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。なお、<u>令和 8 年 9 月 3 0 日</u>を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。	小切手用法〔一般当座用〕 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。なお、<u>2 0 2 6 年 9 月 3 0 日</u>を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。

普通預金（普通預金無利息型含む）規定新旧対照表

変更箇所（下線部）のみ記載

改定前	改定後
2 .（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。<u><追加></u>	2 .（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>

納税準備預金規定新旧対照表

変更箇所（下線部）のみ記載

改定前	改定後
2 .（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類という。」を受け入れます。<u><追加></u>	2 .（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類という。」を受け入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>

貯蓄預金規定新旧対照表

変更箇所（下線部）のみ記載

改定前	改定後
2 .（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。<u><追加></u>	2 .（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>

通知預金規定新旧対照表

変更箇所（下線部）のみ記載

改定前	改定後
2 .（証券類の受入れ） （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u><追加></u>	2 .（証券類の受入れ） （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>

定期預金共通規定新旧対照表

変更箇所（下線部）のみ記載

改定前	改定後
1 .（証券類の受入れ） （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u><追加></u>	1 .（証券類の受入れ） （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>